

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成24年10月9日（木）

開会 13時30分

閉会 14時29分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、岩崎恭典委員、牛場まり子委員、清水明委員
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹（再掲）

副教育長 小野芳孝、次長（教職員・施設担当）信田信行

次長（学習支援担当）白鳥綱重、次長（育成支援・社会教育担当）野村浩

次長（研修担当）西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之

教職員課 課長 木平芳定、副課長 花岡みどり、主査 山脇崇子

生徒指導課 課長 和田欣子、副課長 今田禎浩

5 報告題件名

件 名

報告1 平成25年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について

報告2 いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組
状況に係る緊急調査の結果（速報値）について

6 審議の概要

・開会宣言

丹保健一委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成24年9月13日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

清水委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

公開の報告1及び報告2の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

報告1 平成25年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について (公開)

(木平教職員課長説明)

報告1 平成25年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について

平成25年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。
平成24年10月9日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページをご覧ください。本年度、実施いたしました公立学校教員採用試験の結果についてです。1番の第1次選考試験のところですが、7月21日に筆答試験の教養と専門、集団面接を実施いたしました。申込者数は3,422名、受験者数は3,050名、1次試験の合格者数は1,237名ということで、採用予定者の約2.5倍という状況です。

第2次選考試験は8月17日に技能・実技試験、それから、8月18日に論述試験等、8月20日から26日までの7日間にわたって集団面接・個人面接を実施いたしました。受験者は、1,183名で、合格者数506名を決定しました。小学校教諭240名、中学校教諭138名、高等学校教諭93名、特別支援学校教諭13名、養護教諭17名、栄養教諭5名の内訳になっています。

合格者数は、前年度より39名の増加です。倍率は合格者総数で6.0倍、これは1次試験の受験者3,050名を2次の最終合格者506名で割ったものです。前年度が6.2倍、その前が5.4倍といった状況です。校種別等については、その下のとおりです。全合格者数のうち、特別選考の合格者数は、障がい者を対象とした特別選考の合格者数は4名ですが、うち1名は県内現職の教員で、別の教科で受けられたということです。それから、スポーツ特別選考が4名、社会人特別選考〔I〕とありますが、今年度は高校の福祉と看護で実施しました。当該免許を有しない人で一定の実務経験を有する場合に、受験資格を与えるということで、2名の合格ですが、今後、福祉なり看護の免許を、特別免許状という形で免許検定をさせていただき、審査委員会の意見を聞いて、授与の決定の手続き等をさせていただく予定です。それから、社会人特別選考〔II〕は、当該教科の免許を有する方で社会人で活躍されておる方ということで、9名です。教職経験者を対象とした特別選考〔I〕というのは、正規の教諭として3年以上勤務されている方、あるいはかつてされた方ということで、23名の合格。最後の教職経験者を対象とした特別選考〔II〕は、過去5年に36月以上の常勤講師としての勤務経験を有するというので、90名の合格となっています。

これ以外の一般選考については、本年度から年齢要件を従来の40歳未満から59歳未満まで拡大させていただきました。その結果、40歳以上の申込者は79名の申込みがあり、最終2次合格の方は6名という結果です。

裏面の2ページが、今、概要を申し上げたもので、申込者数、1次試験の受験者数、合

格者数、2次試験の受験者数、合格者数を校種・教科等別に一覧表にさせていただいたものです。また一番下のところに特別選考別に内数をまとめています。

説明は以上です。よろしくお願いします。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。報告1はいかがでしょう。

1次試験に合格して2次試験を受けなかった人というのは、ここから引けばいいわけですね。この割合は、去年と今年とあまり変わらないんですか。あるところではかなり割合が多いというところもあるようですが、三重県は昨年そんなに多くなかった気はしますが、それは今年と去年はあまり変わらないということですか。計算すれば分かることですが。

教職員課長

昨年度実施した試験では、1次試験に合格して2次試験を受験しなかった方が66名となっております。

委員長

これはどうなるかな。

教職員課長

今年度は54名となっております。

委員長

数としてはそんなに変わってないので、大体同じぐらいということですね。

教職員課長

毎年度、1次合格してもいろんな事情で2次試験を受験されない方が、どうしても残念ながら一定数いるということです。

委員長

ある2つの県を受けていて、どちらか選ぶというようなことはありうると思いますが、そういう意味では三重県は嫌われているわけではないと思います。これを見た限りでは。特別な事情だけで、あるところはもっとパーセントが多いというふうになってますので、そういう意味では三重県の教育が嫌だとかいうふうなことはないので、非常にいいと私は思っているんですが。ありがとうございます。

それから、もう1つは、今は2倍を切るとよくないと言われてますが、平均すると6倍で、小学校でも4倍以上で、十分ですね。小学校がちょっと減っているのは、募集人員が少し増えてますので、そういう意味では人数的には決して減っているわけではないという感じがしましたので、むしろ、2年前に比べれば増えているわけですから、そういう意味では三重県の教育に対しては受験生が評価してくれていると考えられないかと思しますので、心強い気がいたします。

あと、よろしいでしょうか。

岩崎委員

40歳以上に応募年齢の上限を大きくして、先ほどの話だと79名受けられたんですか。申込みが79、合格が6ですよね。すごく合格率は低いような気はするんですが、これは

想定した年齢上限を上げたことで、少し中堅を担う方という意図からいうと、この合格6名というのはこんなもんなんですか。それとも少ないと見るべきでしょうか。

教職員課長

元々、この受験年齢を拡充させていただいたのは、大きくは民間において年齢によって受験要件に制限を付けることがよろしくないという法律上の枠組みがあって、一方で、公務員の場合について、それが全面的に適用されていることではないですが、その趣旨を十分踏まえつつ、選考試験についての実施をしていくべきということがあり、そういう大きな流れの中で拡充させていただいたということです。近府県を見ましても、そういった年齢要件を緩和しているところが多いことも踏まえ、意欲のある方に年齢要件を緩和して受験の機会を提供させていただきました。

教員の年齢構成からいえば、50代以上の教員の年齢構成が厚い、4割程度あるということで、そういった年齢構成をより平準化しようという意図でいくと、若い方をたくさん採用したいということはあるんですが、その部分は、冒頭申し上げましたように、より適した人を今後、退職者が増えるに従って、やはり一定数必要ということがあって、その拡充をしたいという思いでさせていただきました。結果として多分、他の年代と比べると、今年度については合格された方の割合が低いかも分からないですが、そこは採用試験の一つひとつの試験の項目で、試験委員の方を中心にしっかりと人物や能力を見極めていただく必要があるかと考えています。

岩崎委員

はい、結構です。

委員長

他はよろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査の結果（速報値）について（公開）

（和田生徒指導課長説明）

報告2 いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査の結果（速報値）について

いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査の結果（速報値）について、別紙のとおり報告する。平成24年10月9日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

1ページをご覧ください。8月21日の定例会でもご報告させていただきました国のいじめ問題に関する緊急調査の結果がまとまりましたので、調査結果の概要及び今後の対応についてご報告をさせていただきます。

国の緊急調査の結果はまだ公表されておりませんので、県の調査結果ということで速報値としてご報告をさせていただきます。「(2) 調査内容」です。学校及び教育委員会におけるいじめの問題への取組状況の調査、それが1つ。それから、児童生徒の状況を把握

し、いじめの認知件数等を報告するという2つの調査からこの調査はなっております。

調査結果の概要をご報告します。資料の7ページをご覧ください。今回実施の調査結果の全体のまとめということで、この表を基に主な項目についてご説明します。まず、1の「取組状況調査」、教育委員会に対しての調査でございます。Iの「学校に対する教育委員会からの指導について」ということでいくつか質問がございます。まず、1の「いじめ問題の取組に対して、点検項目に基づく定期的な点検を求めているか」という問いに対しては、「1. 各学校に点検項目を示し、それに基づき点検を求め、かつ報告を求めている」という教育委員会が21、「学校に点検項目の作成と点検を求めて、かつ報告を求めている」教育委員会が8ございました。

1-②ですが、点検項目については、「3. その他」が16市町教育委員会ございましたが、それについては平成18年度に文部科学省が点検項目を示しています。それを使っているところがその16に該当するところです。

設問2の「いじめの実態把握に関するアンケート調査を定期的実施することを求めているか」という問いに対しては、年に1回以上すべての市町教育委員会が学校に対して実施を求めている状況でした。

IIの「いじめ問題への取組について」ということで、設問4の「いじめを把握した場合に、管下の学校に対してどのように報告することを求めているか」これは複数回答可ということで回答を求めました。「1. 把握したらその都度、報告を求めている」というのが21、「月に1回程度の報告を求めている」というのが13ということで、何らかの形で報告は、すべてのところが求めているという状況ですが、その報告については若干教育委員会のより高くなりました。

8ページをご覧ください。8の「平成23年度当初から現在に至るまでに、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がありましたか。」という問いに対しては、「あった」と回答があった市町教育委員会は14でした。

設問の9、10番です。「いじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることできるように規則等を定めているか。」また、10番については、就学校の指定の変更とか、区域外就学を認めるような規則があるかという問いですが、9、10番2つともすべての市町教育委員会において管理規則等にこのような規定がつけられている状況でした。

12番については、平成24年度中に教員を対象とした研修を「実施した」、「実施する予定があるか」という問いです。様々な形で研修の予定をしておりましたが、「6. 特に実施の予定はない」というところが8教育委員会でした。

9ページをご覧ください。設問の13番「いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引き書等を作成していますか。」というこの質問が、最も「いいえ」と回答した割合が高かった設問です。つくっているところが6、「いいえ」というところが23市町教育委員会というような状況でした。

20番の「教育委員会と学校やPTA、地域の関係団体がいろいろ協議をするような機会があるか」という質問には、「はい」と答えたところが17でした。また、21番の「積極的に家庭や地域への啓発や広報活動を行っているか」という問いに対しては、「はい」とお答えいただいたところが14という状況でした。

続きまして、10ページをご覧ください。学校と警察の連携について質問項目がいくつ

かございました。学校と警察の連携については、県警本部と県教育委員会、市町教育委員会とそれぞれの最寄りの警察署の間で連携に係る協定書を本県の場合は交しておりますので、情報提供等、円滑な連携の体制は整っている状況が、このアンケートにも回答いただいたところですが、25番の「学校警察連絡協議会」ですが、その地域で警察と学校、教育委員会とが様々な情報共有を図るような協議会を開催しているかどうかというところについては、「はい」とお答えいただいたところが24という状況でした。

11ページは、「重大事案につながるおそれのあるいじめについて」ということで、28番「23年度当初から現在に至るまでこういう報告を受けたことがあるか。」という問いに対しては、3市町教育委員会からあったという4件の報告をいただいています。

続いて、12ページをご覧ください。12ページからは「取組状況調査」ということで、学校に対してどのような取組がされているか、小学校、中学校、高校、特別支援学校に分けて調査をまとめました。パーセントで表記しています。これについても主な項目をいくつか抽出してご説明をします。

Ⅱの「いじめの実態把握に関するアンケート調査について」、設問の2の「全児童生徒を対象としてアンケート調査を23年度中に実施したか」という問いに対しては、「実施した」ということで、すべての校種において100%お答えをいただきました。2-②の「いじめの実態把握に係るアンケート調査を何回したか」という回数ですが、「年1回」、「年2回～3回」、「年4回以上」ということでお答えをいただくようになっていますが、小学校、中学校では年2～3回程度、高等学校においては年1回が多い状況になっていますが、同じ調査が平成22年度にもあり、平成22年度の調査と比較をすると、小学校、中学校、高校においても、それぞれ複数回実施する割合が増加しているような状況がありました。

一番下の「いじめの問題に関する校内研修について」という設問Ⅳです。「校内研修を実施したか」ということですが、小中高とも生徒指導等の研修として「いじめの問題にも触れて実施した」と回答しているところが多くなっていますが、高等学校については「実施していない」というのが約半数を超えるという状況で回答がありました。

13ページをご覧ください。Ⅴの「学校における管理・指導体制の在り方」です。「5生徒指導上の具体的な事案に関して、校長に対する報告や連絡はどのような形で行われているか」という問いです。「1. 具体的な事案につながるおそれのある兆候の全てを、定期的に校長にまで報告する。」というものが、小学校・中学校で多く、「2. 特に校長に報告すべきと考えるものを報告している。」というものが高等学校では多い状況です。校種あるいは学校の状況によっても違うかも知れませんが、校種によって若干報告の形が違う結果があったように思います。

設問8の、「いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域の住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている。」という問いに対しては、小中高それぞれ校種によって若干差はありますが、この設問に対して保護者には説明、公表はしているが、なかなか地域住民にまではできていないところがあって、「いいえ」と回答していただいたところが多いようにも思います。このような結果でございました。

学校と警察の連携については、設問11の「学校警察連絡協議会を開催していますか。」という問いに対しては、小学校が若干開催の割合が低くなっています。高校は2ヶ月に1

回、地区別で生徒指導連絡協議会というものを開催していますので、100%という状況です。

14ページをご覧ください。14ページは、「児童生徒調査」ということで、いじめの認知件数等の調査結果です。設問(1)「いじめの認知件数(平成24年度当初から、今回の調査の時点まで)」というので、小学校が741件、中学校が409件、高等学校が110件、特別支援学校が6件というので、合わせて1,266件という件数になりました。そのうち、いじめが解消しているものの件数は、小学校が512、中学校が240、高校が72、特別支援学校が6、合わせて830件というので、解消率は65.6%という状況でした。いじめの様態別については複数回答ですが、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」というのが915件で最も多く、全体の49.3%を占めている状況で、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」というものが続いている状況でした。

(4)番の「重大な事態になるおそれがある」と考える事案については、中学校から2件報告がありました。それらの様態については、「ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。」というのが1件、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。」というのが1件であり、その2件は、既に市町の教育委員会、県教委にも報告は上がっておりまして、把握しているものであります。県からもソーシャルワーカー等を派遣するなどして支援を既に行っており、現在、解消に向けて取組が進んでいる状況です。

調査の結果の概要につきましては以上でございます。

もう一度、資料の前に戻って5ページをご覧ください。「3 現状及び今後の対応」ということでご報告させていただきます。今回の調査で認知されたいじめの件数については、県内の全公立小中学校及び県立学校で9月上旬に児童生徒へのアンケート調査を実施したうえで、このいじめの認知件数を把握していただいたということもありまして、より多くの子どもの声を把握することができた結果だととらえています。

この調査の結果については、今後、10月30日に市町等教育委員会との合同会議を開催する予定をしております。取組状況、いじめの認知件数ともに、このアンケート調査の結果を分析し、また、有識者の助言も得ながらいじめ問題への取組の改善を図っていきたくと思っています。調査結果で分かってきたいじめの認知については、まず解消をしていくことが最優先です。学校だけで対応が難しい事案については、早期の解決に向けて県としても人的支援等、可能な限りの支援を行っていきたくと思っています。

「(2) 今後の市町等教育委員会及び学校への支援」ということで5点に分けてまとめました。1点目に、「いじめの問題への取組の徹底について」ということで、今回、アンケート調査を実施したということで、より実態把握が進んだということもございます。今後、少なくとも学期に1回程度アンケート調査をして、実態把握をきちんとしていただくということを指導・助言をしていきたくと思っています。

また、いじめ問題については、未然防止、早期発見、早期対応が要になりますので、様々な関係機関が連携して適切に対応できるよう、引き続き、指導を行っていきたくと思っています。

2点目の「問題解決に組織的な支援」ということで、先ほどもお話しさせていただきましたが、いじめ問題の解決に向けての支援ということで、学校や市町等教育委員会からの

要請を受けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員等、専門家を学校に派遣をして、早期解決に向けた支援を行っていきたくと思っています。特に困難な事案については、この専門家を複数名チームにして「学校問題解決サポートチーム」といった形で組織的な支援を行っていきたくと思っています。また、さらに専門的な立場からの指導や助言が必要な場合には、弁護士や児童精神科医、大学教授等の専門家とも連携をして、解決に向けた支援を行っていきたくと思っています。

6ページをお願いします。3点目の「ネットによるいじめ問題への対応」ということで、これまでも業者委託によってネット上の問題のある書き込みの検索、監視、削除依頼等、いろいろやってまいりましたが、さらに迅速な対応を図るために、学校が直接業者から支援を受けられる体制を整えていきたくと思っています。また、スマートフォンが普及をして、それに伴っての新しい課題等もあることから、子ども・家庭局と連携をし、ネット問題の啓発等にかかわる県民の方を対象に研修会を10月18日に開催をする予定です。

4点目、「未然防止の取組」ということで、いじめの問題は、いじめが起こらないような学校づくり、学級づくりが非常に大事であることから、学級満足度調査等を活用した集団づくり等の取組を進めて、子どもたち自身が解決できるような力を育てていく、また、学校を取り巻く保護者、地域の方皆さんで子どもたちを支えるというネットワークを活用するといった取組を、今後も引き続き進めていきたくと思っています。

5点目、「研修会や啓発活動の実施」ということでいくつか予定をしているものをご説明させていただきます。1点目に、「いじめ問題に関する研修会」ということで、10月30日に教職員を対象とした研修会をさせていただきたくと思っています。

2点目に、いじめ問題に関する教師用のリーフレット、保護者用啓発のリーフレットを現在、作成をしております、10月末には各学校に配布をしたいと思っています。保護者用啓発リーフレットについては、3点目の子ども・家庭局との連携の下、11月に子ども虐待防止・いじめ防止のキャンペーンを合同で実施する方向で今進めておりますが、そのおりに街頭啓発も含め、広く県民の皆様にも協力を依頼していきたくと思っています。

最後ですが、「子どもたちの輝く未来づくりに向けた集い」ということで、10月21日に開催をする予定ですが、いじめ問題について保護者の方たちと意見交換をするような集いの中で、保護者の皆さんの考えや認識を把握し、今後の取組に生かしてしていく取組を様々に進めていきながら、子どもたちの様ないじめ問題に関する取組をさらに一層進めていきたくと思っています。

以上でございます。よろしくお願いたします。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。報告2についていかがでしょうか。

新聞でいじめの数が増えたというような、一見するとそういうふうに読める記事があったような気がするんですが、あれは調査の方法が違うんですね。そのことについて説明をしてください。

生徒指導課長

調査の方法につきましては、今回、9月上旬にいじめのアンケート調査をすべての学校

で実施したうえで、いじめの認知件数をご報告いただくということで、今回調査をさせていただきました。これまでも子どもたちに直接聞くアンケート調査というのは、年に1回以上実施をするということで進めてきたところですが、今回は社会的ないじめの問題に対する関心も高く、子どもたち自身もそういう意識も高まっていたということもありますし、9月に校長先生が始業式のときにいじめの問題に対してのお話もしていただき、また、担任が子どもたちの声をしっかりと受け止めるというようなメッセージも送りながら、アンケート調査を実施したうえでつかんだ声ということもあります。そういう意味では子どもたちの幅広い声を拾うことができたのではないかと考えています。数としても小学校のいじめの認知件数の数が最も多かったということもありまして、かなりそういう意味では広く子どもたちの声を拾うことができたのではないかと考えています。

委員長

過去5年間で約半分ぐらいになったとかいう数があって、全体で400何件とかいう数が出てましたよね。23年だったか、一番少ないのが。その調査のときはどういうふうに調査をしたんですか。今回の調査との違いは、今言ったこと以外にはあるんですか。それとも、全く同じ内容の調査をした結果、こういうふうになったのは、最近のいろんなことがあったからとか、校長先生がいろいろ説明したとか、そのことによって違いが出てきたということですか。

生徒指導課長

23年度の調査は県全体で245件という数字でございました。その件数から比べると、今回は半期、4月から9月までの時期で1,266件ということですので、かなりたくさんの子どもの声を拾うことができたと思っています。

23年度の調査につきましては、1年間、学校が様々な事案をいじめとして認知したものの件数を報告いただくという形で取り組んでまいりましたが、今回は、先ほども申し上げたようにいろんな社会の状況だったり、県内全体一斉にアンケート調査をかけて、子どもたちにクラスの中でいじめられている子はいないか、自分はいじめられていないかどうかというような、いじめに特化したアンケートを実施していただいたところも多くあったということも一つの要因ではあるかと思っていますが。

委員長

今、伺っているのは、やり方が、例えば23年度までは一斉ではなかったわけですか。それから、もう1つは、質問要旨などは全く同じですか。

生徒指導課長

今回初めて県としていじめのアンケート様式をお示しもさせていただきました。それを使っていたかどうかというのは、まだ把握をできてないところですが、これまでは生活アンケートの中に一部分項目を入れて実施していただいたり、学校で様々な様式でしていただいております。今回も学校の独自のものがあれば、それを使っていたとしてもよいというふうには話をさせていただきましたが、こちらから様式もお配りもさせていただいたということもあり、いじめにある程度特化したようなアンケートをしていただいたところも、まだ実態をしっかりとつかんでおりませんが、そういうようなアンケートをしたということもいくつか聞いておりますので、もう少しその実態については聴き取りもして調査もしたいと思っています。

委員長

こういう質問をするのは、新聞でああいう風にもものすごく増えたとか出ますと、実際に増えているととられる場合もあるんですね。でも、実態はそんなにこんな数ほどいじめが急に今年1年間で増えるとは思えないんですね。そうすると、調査方法の違いがあったりとか、各学校によっては独自なことをやってるとか、それから、今回、ああいう大津の事件がありましたので、関心をかけていることももちろんあると思いますけど、そういうようなことを理解されないと、何か今までの調査がいい加減だったというようなことになりかねないんですね。だから、そういうところで今、質問をしているんですね。だから、これまでの調査はこうであったので、社会的な変化によって非常に関心を持ったということと、調査の方法が一気にやったということ、それから、項目が今までよりも多分きちっと細かくされてたんじゃないかという予想をしているんですが、そういう解釈でよろしいですかね。

次長（育成支援・社会教育担当）

ちょっと補足をさせていただきたいのですが、23年度のいじめの認知件数245件の内訳を申し上げますと、小学校が102件、中学校が109件、高等学校が33件、特別支援学校が1件ですね。今、申し上げた数字をもう一つ確認しますと、小学校が102件で中学校109件ですね、高校は33件ですが、今回、1,266件、学校別の内訳を申し上げますと、1,266件の中で小学校が741件、中学校が409件、高等学校が110件、ここに書いてあるとおりでありますが、前回245件のときは、やはり中学校が109件で多くて、小学校も6学年ですからそれなりに多いんですが、102件だったんですが、今回は1,266件のうちの741件が小学校というところです。

それから、様態別ですが、冷やかし、からかい、悪口、いわゆる言葉のいじめが915件、1,266件の中の915件です。前回、245件のときに、冷やかし、からかいとかこういった言葉のいじめが158件なんですね。158件から915件に相当増えてまして、245件から1,266件増えた要因としまして、先ほど申し上げたように小学校が増えたということになります。それから、こういった言葉のいじめが増えたというところで、さっき説明申し上げたように、今回、学校現場、小中学校、特に小学校で夏休みの前にこういった通知をさせていただき、登校日や9月早々にアンケートをしていただいて、いじめを把握していただくというところで、特に小学校はしっかりやっていただいたということです。

それから、7月20日に教育委員長と知事の連名で緊急発表をしていただきました。その辺りも児童生徒、特に児童、小学校の子どもたちへのアピールの文も学校からもらって、アンケート調査ももらって、そういった意味で特に小学校の高学年だと思いますが、そういったアンケートに記入してみようとか、あるいは自分なり友だちが、あれはいじめと違うのではないとか、相当そういった意味の認知が増えたというところで、委員長おっしゃるように245件のときと、今回の1,266件のときでは、何かいじめそのものが増えたのではなく、子どもたち自ら、あるいは学校の先生方が、あれはいじめじゃないのか、自分が受けていることはいじめじゃないのか、あるいは友だちが受けていることはいじめじゃないかということで、そういった認識は深まったというふうな結果だと思っています。

牛場委員

それと、5ページを見ておきますと、ただ数字が増えて内容を見てますと、やはり学校の先生も組織的な支援とか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーさんとか、そういった支援がかなり充実してきてますので、実際はもっと以前よりは減っているんじゃないかと考えられますが、そうですね。あとは警察との連携というか、そういったものも以前よりは固められてきているんじゃないかという考えで読んでおりますが。

次長（育成支援・社会教育担当）

おっしゃるとおりで、先ほど報告がありましたように、重篤な数字が2件、今、進行中のものです。そういった意味で、まだ文科省は最終的な公表をしてませんが、新聞報道では途中経過で公表されたので、全国で重大な案件は250件だと言っています。三重県は2件でしたので、47都道府県あるいは政令都市とかを合わせたら、まあまあ2件というのが三重県が突出しているような数字じゃないと思いますし、おっしゃったようにいろんな人的支援をやってますので、特に早期に対応して早期解消しなければならない必要があるいじめ解消については、しっかりやらせていただいておりますという認識は持っています。

委員長

ああいうふうに書かれると、なんか誤解を受けるような気がしてちょっと心配だったんですが、ただ、そういうようなことはなくて、過去5年間減り続けてきた傾向は、多分今年もそういう傾向にある可能性が高いと、私はそういうふうに解釈しているんですが。

というのは、さっき言ったすごく大変な事態というのはそんなに多くないわけでしょう、減ってるわけですので。

ただ、今のいじめの社会的に問題になってるということ等を含めて、数が非常に増えてきてるということが起きているんだと思います。だから、過去5年間とちょっと違いますね、数の考え方が。そこを押さえておかないと、とんでもない解釈になってしまうという気がして質問をしたわけです。ありがとうございます。

他、何か。

岩崎委員

事実関係といいますか、14ページのところで、今話題になってました重大な事態に至るおそれがあると考える件数が中学校で2件出ていますね。これは11ページのところの教育委員会の報告の4件に含まれているんですか。

生徒指導課長

含まれておまして、この11ページにつきましては、23年度から現在に至るまでということですよ。

岩崎委員

23年から今だったら4件で、そのうちの24年度当初からだったら2件という理解でいいんですね。分かりました。

それで、教育委員会としては、私も大津の話はずっと見てて、じゃ、県の教育委員会が市町等の教育委員会との関係でどんな役割を果たせるんだろうか。これは今、和田さんのご説明があったように、現状及び今後の対応を5ページ以降のところ、県と市町の教育委員会との県の支援というか、そういうようなことがずっと書いてあるわけですが、これに付け加える事項という形で、今回のこの教育委員会のアンケート調査の分析は、これか

ら始まると考えてよろしいですか。

といいますのは、例えば9ページ、先ほどご説明ありました、「いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引き等を作成していますか。」というところをご指摘のあったように、「いいえ」のところは圧倒的に多いんですね。この「いいえ」の数が多いところが、例えばいじめの件数、顕著な傾向があるのかとか、それから、県と市町の教育委員会の関係で言うと、7ページの最初の設問のところ、これもちょっと割れてますよね。「各項に点検項目を示して」というのと、それから、「点検項目を作成してもらってます」というのに分かれています。じゃ、これはどちらの回答をした市町のいじめのいろんなものとの相関関係はどうなるのかという、クロス集計みたいな分析というのはこれからということでもいいんでしょうか。

所詮、29しかないから、定量的な分析はあまりできないと思うんだけど、何かそこから県と市町の教育委員会の関係でやらないかんことが出てくればいいなと思ったのですが。
生徒指導課長

今、委員おっしゃっていただいたように、今度、10月30日に合同会議を開催する予定をしております。この取組状況の結果の県としての分析も必要かと思っております。それを市町の担当者ともいろいろと協議をしながら、設問についても濃淡があるかとも思っておりますので、それぞれの取組の聴き取りもしたうえで、この調査結果の分析と、改善に向けての様々な取組を進めていくことを、合同会議、10月30日に1回、12月中旬にも、また市町でも検討していただいたものをお持ちいただいて、もちろんやり取りをさせていただくような形で合同会議を開催して、取組状況の改善につなげていきたいと思っております。

次長（育成支援・社会教育担当）

先ほどおっしゃっていただいた分析ですが、我々今の段階で教育委員会の取組の30項目の設問がありましたので、「ちゃんとやっています」、「実施してません」というので○と×で、やっていますというのが○をカウントして、○の29市町を30項目の○のマトリックスを付けます。×もそれなりにマトリックスを作りまして分析をしました。そしたら、○が多い市町教育委員会、○が一番少ない、例えば5つの市町教育委員会、×が多い市町教育委員会、×が多い市町教育委員会と○が少ない市町教育委員会、ほとんど合致しました。市町だけ入れて合致しました。そういった教育委員会の取組というのが一定分析できます。

それから、もう1つは、認知件数のほうで29市町教育委員会ごとに認知件数と、それから、1,000人当たりの認知件数を出しまして、それから、解消率もそれぞれ29市町で分かっていますので、それと今の教育委員会の取組のデータと、実際に認知とか解消とか1,000人当たりの認知件数が、これはそれなりの相関係数で、相関関係の分析ができると思うんですが、ただ、限られたデータの中であまりむやみに出してしまうのは無理がありますので、ある程度参考資料としてこれからやっていきたいとは考えています。

岩崎委員

そうですね。印象で言うと、町の教育委員会で、学校教育課で数人のところで何か現場で起こったときに、きっちり町の教育委員会が対応できるのかというのは、いつも思いますね。そういうところに課題があるんだとすると、やっぱりそれは根本的に考えないかん

話というのも出てくるだろうと思うし、これは予断を持って数字を読んではいかなですが、そんなことも。じゃ、そしたら県の教育委員会はどうするんだという一つの方向性は見えてくるような気がします。そのクロスの分析をお願いします。

牛場委員

去年でしたか、公安委員と県の教育委員との懇談がありましたですね。そのときに歌も作って、登下校のときにパトロールカーでその歌を流して巡回してもらおうという、それは続いておりますか。

委員長

どうですか、どなたかご存じの方、いらっしゃいますか。

生徒指導課長

今もしていただいているかどうか、アツさんが作っていただいた曲を、歌っていただきましたね。

牛場委員

せっかく三重県の歌を作っていただいたので、あれを流して登下校のときにパトロールしていただくと、やっぱり子どももその歌を覚えますし、パトロールも自分たちのためという意識もありますし、そういったところで友だちとけんかをしてても、やめようかというようなそういう意味での歌も作ってもらったので、せっかく作ったのですから、続けてやっていただくようお願いしたいです。

そして、伊勢のほうではララパークで中学生が友だちのお金を、自分のお小遣い持っていないから脅して取る、そういったうわさもかなり流れておりますので、そういうところも警察の方がパトロールしていただければ、随分違ってくるのじゃないかと思えます。そういうのもよろしく願いいたします。また県の教育委員と公安の懇談会もできれば入れていただければいいと思うんですが、そういうことで一つずつそういう件数は減らしていけるようにみんなで努力すればいいと思えます。

生徒指導課長

テーマソングについては、また確認をさせていただきたいと思えます。地域のいろんな子どもたちの非行事案については、学校と警察、それから教育委員会とは常に連携を取っておりますので、またそのあたりも連携を取りながら進めていただくようにということは、市町教育委員会にはお願いをさせていただきます。

委員長

あと、小さいことですが、13ページの設問の8ですね。その数字が悪いのは地域住民等の公表の問題ですね。これは保護者だけに限定すると、もっともって数値が高くなるということでしょうか。

生徒指導課長

分けてきちんと調査をしたわけではないのですが、保護者に向けていろいろな学校の取組方針をお示しをしているというのは、どこの学校もされていると思うんですが、そのいろんな生徒指導上のきまりというようなものについて、高校などは入学の説明会や入学式等に保護者に向けての資料も配りながら説明しておられるところも多いように思いますが、小学校の割合が低いというあたりは、なかなか小学校ではっきりといじめや暴力行為に関するきまりや対応の基準という、小学校においてはあまりそういう明確なものがないので、

割合としては「いいえ」という割合が少し高いように思いますが、この設問自体もなかなか答えにくい設問ではあったというようなことでしたので、こここのところについても、今度、合同会議で市町教育委員会にも、もう少し実態を聴き取りしたうえで対応したいと思っていますが、やはりいろんなきまり事についても、保護者だけではなく、地域の皆さんにも知っていただいて、地域の皆さんからも子どもたちに注意喚起していただくという取組は、非常に開かれた学校づくりという意味では大事だと思っていますので、県としては保護者だけでなく、地域の皆さんにも様々な情報発信をして、共に対応していくというところで、指導・助言をしていきたいと思っています。

委員長

もう1つは、小さな町の場合、なかなか大きな市町と一緒にような対応はできませんよね。でも、それは県としては少しサポート体制をきちっとしてあげないと、多分同じようなことはできないんじゃないかという気がするんですが、その辺は何かこれまでもそういう工夫はしているんでしょうか。

生徒指導課長

いじめの問題の取組状況の調査をさせていただいて、やっぱり割合の低かった校内研修、教員に向けての研修や手引き書の割合が低かったこともあり、教員に向けての研修ということで県が主催をして、広く県内の教職員を対象とした研修会を、今度10月30日にさせていただくとか、教師用の手引き書ですが、これも作っている市町が少ないということもあり、県として手引き書というところまではいかないですが、それぞれの取組がちゃんとできてるかどうか、そういうチェックポイントを入れたようなリーフレットを今作成をしております、これをすべての教職員に配布できるような形で、県としてはテキストを作っていない市町にもそれで使っていただけるような形で、作成をしてお配りしたいと思っています。

委員長

はい、分かりました。他によろしいでしょうか。

清水委員

子どもたちの意識値が本当に上がったために、この認知件数というのは本当に莫大に上がったと。その後の状況において今後の対応というところで、4番のところの「未然防止の取組」は、本当に子どもたち頼みではないですが、実際子どもたちの意識が変わって、少しでも自分自身で解決できる子ども、生徒が自治機能が発揮できるという、学校自治が運営できるということが進められていくことが、本当にこのいじめを少なくしていくという大事なこととっておりますので、そこら辺をどういうふうに取り組むか、今、自分がこれをやったら逆にいじめられてしまうかなというところで、いじめに対しての対応が今までとは違ったかというところを、みんなでそれを無くしていくというところで、子どもからもしっかりと意識値が今上がってきているところで、もう一つ踏み込んでいってもらう取組が本当に大事かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。

では、いじめは非常に大事な項目ですので、またよろしく願いいたします。

—全委員が本報告を了承する。—